

## 東名橋架替に伴う事業促進に関する意見書

(現状)

一級河川東名運河に架かる東名橋は、東名地区住民の生活に欠かせない重要な橋であるが、昭和39年に建設された古い橋であり、幅員が約4mと狭いため、車両のすれ違いが出来ず、歩道も無いことから歩行者の安全な通行にも支障を来たしている。

また、大型車の通行についても8トンの重量制限のため、当地区の基幹産業である水産業の振興にも大きな障害となっており、早急な架替が必要な状況となっている。

(要望内容)

東名橋は東名地区住民の日常の生活に欠かせない橋であるが、災害等の緊急時における避難路としても利用される橋である。

近い将来高い確立で発生が予想される宮城県沖地震は、宮城県の第3次地震被害想定調査結果によると連動型でマグニチュード8.0、震度は6強という調査結果であり、この地震による東松島市の津波の高さは最大で3.3mと予測されている。

津波が発生した場合、当地区の住民は東名運河の北側に避難しなければならないが、東名橋が落橋等の被災を受けた場合、大きな人的被害が予想されるものであり、被害を防止するため早急な架替が必要である。

また、当地区は県立自然公園松島として指定されており、県内各地から観光客が訪れ、特に潮干狩りや、奥松島巡りの通行にも利用されており広域的な見地からも早急な架替が必要であり、本事業の事業採択及び事業費の配分について特段のご配慮をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月15日

東松島市議会議長 三 浦 昇

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様